



2020年3月27日

各位

会社名 TOYO TIRE株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水隆史
(コード番号: 5105 東証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員 笹森建彦
(TEL (072) 789-9100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年2月19日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の第104回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しておりましたが、本日開催の同株主総会において決議されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第30条(監査役の選任)及び第31条(監査役の任期)について所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 } 第28条 } (条文の記載省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第29条 (監査役の員数) 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第30条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。</p> <p>第32条 } 第40条 } (条文の記載省略)</p>	<p>第1条 } 第28条 } (条文は現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第29条 (監査役の員数) (条文は現行どおり)</p> <p>第30条 (監査役の選任) (条文は現行どおり)</p> <p><u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第31条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。<u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条 } 第40条 } (条文は現行どおり)</p>

(3) 定款変更の効力発生日 2020年3月27日(金)

以上